

平成 28 年 9 月定例会

平成 28 年 9 月 14 日

開会時間：午後 1 時 30 分

○事務局

ご起立ください。 礼。 ご着席ください。

○議 長

本日、平成 28 年 9 月、池田町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、ご多忙の中、ご参集くださいましたことを、厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 7 名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 28 年 9 月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、1 番 宇野 邦弘君、8 番 森田 稔君の両名を指名します。

日程第 2

会期の決定についてを議題と致します。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から 16 日までの 3 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日から 16 日までの 3 日間に決定致しました。

おはかり致します。

会期中の、会議予定につきましては、お手元に配布しました定例会会議予定表のとおりであります。なお、委員会審議のため 15 日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって14日と16日は本会議、15日は委員会審議のため休会とすることに決定いたしました。

日程第3

諸般の報告を致します。

報告第4号 平成27年度一般財団法人「池田屋」事業報告及び収支決算について

報告第5号 平成27年度一般財団法人「池田町農業公社」事業報告及び収支決算について

報告第6号 平成27年度株式会社「まちアップいけだ」事業報告及び収支決算について

報告第7号 平成27年度「いけだ農村観光協会」事業報告及び収支決算について

報告第8号 平成27年度健全化判断比率及び、資金不足比率の報告について

以上、5件の報告が参っております

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりであります。本議会に、すでに配布のとおり議案第56号ほか7件が提出されております。なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長ほか関係者の出席を求めています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて。専決第8号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

議案第57号 平成28年度池田町一般会計補正予算第3号

日程第6

議案第58号 平成28年度池田町簡易水道特別会計補正予算第2号

日程第 7

議案第 59 号 平成 28 年度池田町下水道事業特別会計補正予算第 2 号

日程第 8

議案第 60 号 平成 28 年度池田町介護保険特別会計補正予算第 2 号

日程第 9

議案第 61 号 池田町民栄誉賞条例の制定について

日程第 10

議案第 62 号 池田町病児病後児保育室設置条例の制定について

日程第 11

議案第 63 号 平成 27 年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について

以上、8 議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。町長より、施政方針並びに議案の提案理由の説明を求めます。

○町 長

(議長、町長 杉本)

○議 長

町長、杉本君

○町 長

本日池田町議会 9 月定例会が開会され、議員全員のご出席のもと一般会計補正予算を始め、8 議案のご審議をいただくにあたり、施政の方針を申し述べるとともに各議案について説明申し上げます。

初めに、秋の気配とともに稲刈りも始まり、気ぜわしい時節を迎えましたが、本日議員各位にはご出席をいただき御礼を申し上げます。

では、町政にかかわる諸情勢についてご報告いたします。最初に、先月、ブラジル リオデジャネイロで開催されたオリンピックにフェンシング男子サーブル日本代表として出場され、堂々たる戦いを見せた、池田町 新保の徳南堅太選手に対し、9 月 6 日条例に基づく推薦委員会より町民栄誉賞を授与すべきとの答申をいただきました。町といたしましては、推挙に従い徳南選手の努力

と功績をたたえ、町民栄誉賞を授与することといたしました。なお、授与式は、ご本人の帰省に合わせて、9月16日に執り行うことといたしました。

次に、冠山トンネルの掘削状況についてご報告いたします。9月10日現在で、第2トンネルは2,251m、また、岐阜県側の第1トンネルにおいては、7月5日より掘削が開始され、全長1,239mの約13%160mまで掘り進んだとのことである。また、持越トンネル工事につきましては、8月27日より掘削が開始され、9月10日現在で全長293mの約10%、28mまで掘り進んだとのことでありす。

また、足羽川ダム事業におきましては、福井市集団移転地への契約が希望者6世帯全ての方との契約が完了したとのことでありす。また残る数戸の方との補償契約についても、順調に対応が進んでいるとのことでありす。

さらに、地元地域の振興策並びに池田町振興策についても、計画に沿った事業の実施や調査測量との事業が進められているとのことでありす。

次に、町政施策の方針について申し上げます。目下、町政は人口減少対策を重点課題とした地方創生総合戦略プランの実行に積極果敢に取り組んでおります。「豊国の農村再興」をテーマに、そして、「すみか、しごと、なかま」をキーワードに成果を得るべく挑んでおります。その中、この度町におきましては、最近顕著になってまいりましたIターン移住やUターン移住への相談、問い合わせに対処すべく、池田町すみか支援機構「いけだ暮LASSER」を開設し、移住や住宅への問い合わせ、また、空家の利活用策などへのご相談にも対応してまいりたいと考えております。10月6日からの開設を目指して準備を整えてまいりたいと考えております。

次に7月の議会、臨時会においてご提案いたしました旧野尻分校、現在の民俗資料館の再整備、再活用計画につきましては、建物構造強度の調査が設計資料等の不足により詳細な部分までの診断ができない状況とのことではあります。報告では当時の耐震構造として建築はされているものの、築50年の建物ではあるとのことでありす。町といたしましては、創成戦略プランの「しごと」のキーワードにある共同貸事務所、或いは貸し工房等の施設、「ワークスペースここらぼ」として再整備いたしたく、その設計費をお願いするものでございます。また、設計を進める中で、建物強度の強化につきましても検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、以前から指摘をしていただいております。交流会館2階へのバリアフリー化、そして長年の使用に伴う施設内部の改装、機能の見直し、さらには図書室、および蔵書庫の狭隘化改修への対応として、この度、「子育て環境の充実」、「文化教育の振興」そして、「農村学習観光の促進」を図るべく、また、平成32年に迎える、上下池田合併65周年、町制施行55周年記念事業として

も位置付けて、図書館および蔵書庫の新築計画と合わせた交流会館の改造計画、そして、図書館とおもちゃハウスの機能を結ぶ、「遊びと、学びと、ゆとり」の場とした、仮称ではございますけれども、「子どもカフェ」の建設に向けて基本構想づくりに取り組みたいと考えております。

次に、ここ数年来、議会からの強い指摘と指導をいただき、方針を定めるよう指示されております、役場庁舎耐震対応新築整備への町方針につきましては、専門家等の指導や助言も求め、慎重に検討を行ってまいりました。結論といたしましては、3億数千万円を超える耐震補強工事を実施しても、その部分の補強はできても、他の老朽化した部分は補強されず、遠からず全面的な補修が必要となること、また、現計画の補強工事を実施する場合は、1階の事務所機能としての空間を確保できないことがあります。さらに、現庁舎においては雨漏りや水道管の漏水、そして情報化時代におけるパソコン機器ネットワーク整備の不安定化が指摘されております。これらのことから、私といたしましては、議会のご支援が得られるのであれば、建て替え新築を目標に、防災及び災害対応の強化をはかるとともに、事務機能の向上化をはじめとした会議室や書庫、OA機器等の整備強化、議会関係、空調、エネルギーの環境対策など、機能、必要スペース、そして建設費用等についての基本計画を策定し、改めて議会にご相談いたし、最終の方針を定めてまいりたいと考えております。

次に今年度、「安心の子育て環境」の充実を図るべく事業に着手してまいりました「病児・病後児保育室」の開設につきましては、施設も完成し、職員等の配置計画も整ったことから、この10月3日より「ほっと保育室」として開所してまいりたいと考えております。

以上、町政の方針についてご報告といたします。

それでは、本日ご提案いたしました各議案の概要についてご説明申し上げます。

まず報告第4号から第7号までの4件の報告につきましては、池田町が出資している一般財団法人池田屋、一般財団法人池田町農業公社、株式会社まちUPいけだ、池田農村観光協会の、平成27年度事業及び収支の状況について地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。

また報告第8号、平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査意見を付けてご報告いたすものでございます。

続きまして議案第56号 専決処分の承認を求めることについて、専決第8号池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、8月に行いました人事異動に際し、職員の職名の変更、追加を行った結果、等級基準職務表を改正する必要が生じたため専決処分いたしましたものでございます。

次に議案第 57 号 平成 28 年度池田町一般会計補正予算第 3 号につきましては、この度、歳入歳出総額に 2 億 6 2 2 3 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 3 億 1 6 6 4 万 2 千円といたすものでございます。その主な内容は、

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費において、役場における情報の管理、活用等のルールを規定する情報セキュリティポリシーの改訂業務委託費として 3 1 9 万 7 千円を計上いたしました。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 4 目 母子保健費 におきましては、病児・病後児保育室の開所に伴う消耗品等の購入費として 7 0 万円を計上いたしました。

7 款 商工観光費 1 項 商工費 においては、池田町地方創成戦略プランにある、「住み家」支援事業の総合相談窓口「暮 L A S S E L」を役場内に開設するための費用として 8 6 万 2 千円を、また「農村 de 合宿キャンプセンター」のトイレ修繕費として 1 9 5 万円を計上いたしました。

また、2 項 観光費 におきましては、藪田地係に建設を予定しております、長屋式食品加工施設の用地購入費として 8 1 4 万 6 千円を計上いたしました。

また、野尻の民俗資料館を工房や事務所等への貸しスペースとして改築いたしたく、その設計業務委託料として 4 8 0 万円を計上いたしました。

1 0 款 教育費 3 項 中学校費 においては冬季間のバス通学の範囲をこれまでの 6 k m 以上から 4 k m 以上へと改訂するためバスの借り上げ料の増として 2 2 4 万 7 千円を計上いたしました。

また 5 項 社会教育費 におきましては、交流会館及び図書館等の再整備を図るための基本構想策定費として、6 5 万円を計上いたしました。

次に、1 3 款 諸支出金 1 項 基金費 につきましては、財政の健全化を目指し、昨年度繰越金の約 5 0 %、2 億円を財政調整基金に積み立てるものがあります。

以上これらの財源といたしましては、昨年度の繰越金を持って措置いたしましたものでございます。

次に、議案第 58 号 平成 28 年度池田町簡易水道特別会計補正予算第 2 号につきましては、この度 5 4 2 万 5 千円を追加し、総額を 9, 0 0 6 万 3 千円といたすものであります。

その主な内容は、2 款 事業費 1 項 施設管理費 1 目 施設管理費 において、老朽化に伴う、中地区浄水場の非常用電源機器などの修繕費でございます。

次に、議案第 59 号 平成 28 年度池田町下水道事業特別会計正予算第 2 号 におきましては、平成 27 年度分の消費税の還付金を、下水道基金に積み立てるため、9 万 7 千円を追加いたしました。

次に、議案第 60 号 平成 28 年度池田町介護保険特別会計補正予算第 2 号におきましては、平成 27 年度分の返還金が生じたことから、336 万 8 千円を追加し、総額を 4 億 2 2 5 万 5 千円といたすものであります。

次に、議案第 61 号 池田町民栄誉賞条例の制定につきましては、町民に希望と活力を与えるとともに、池田町の名声を高める功績があった個人や団体に対し、その栄誉を称えるための表彰条例を新たに制定するものであります。

つぎに、議案第 62 号 池田町、病児、病後児保育室設置条例の制定につきましては、子育て世帯の安心の確保、充実を図るため、ほっとプラザに併設して開所する「ほっと保育室」の施設の運営等に関して、条例を制定するものであります。

つぎに、議案第 63 号 平成 27 年度池田町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第 233 条 第 3 項の規定に基づき、昨年度の決算の状況を議会に提出し、認定を受けるものであります。その概要につきましてご説明申し上げます。

まず、一般会計におきましては、歳入の総額が 40 億 2,887 万円余、歳出の総額は 35 億 4,591 万円余となりました。収支の結果につきましては、前年度からの繰越金も加味した実質収支が 4 億 1,643 万円余、単年度収支においても、8,569 万円余の黒字となっております。

また、1 億 5,253 万円余の基金積立も行い、基金総額は 25 億 8,254 万円余となりました。

特別会計の決算につきましては、国民健康保険特別会計など 7 会計における、歳入合計は 14 億 950 万円余、歳出合計は 13 億 6,917 万円余となり、4,033 万円余の黒字となりました。

なお、これらの決算の内容等につきましては、去る 8 月 3 日から 3 日間にわたり、監査委員の監査を受け、適正である旨の審査意見を頂いたところでございますので、併せてご報告いたします。

以上、本日ご提案いたしました各議案の概略についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、ご質問に応じ、わたくし、又は総括監理官、もしくは担当課長よりお答えいたします。

何卒、十分ご審議のうえ、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

日程第 12

一般質問を行います。これより、通告順により発言を許します。宇野 邦弘 君

○宇野議員

(議長 宇野)

○議長

宇野 邦弘君

○宇野議員

日本共産党の宇野邦弘です。一般質問をさせていただきます。

1点目は池田屋、農業公社、まちUPいけだ、農村観光協会、社会福祉協議会など、主にパートなどの非正規労働者の賃金水準の低さについての質問です。これらの職場は、それぞれ一般財団法人や株式会社など形態は違いますが、いずれも地方自治体が大きく関わっている団体、もしくは町と民間企業が共同出資している第3セクターです。昨年度の決算でも、主なものだけ見ても、まちUPには出資金として9,800万円、池田屋管理運営事業補助金2,350万円、まちの駅施設管理補助金703万円、観光協会業務委託料915万円、わんぱく冒険の森整備工事1億2,255万円余、かずら橋修繕工事717万、冒険の森関係の立木や墓地、代替地整備補償だけでも462万円など、まさに池田町そのものを行っている大きな事業です。今年の当初予算でも、池田屋の管理運営補助金として2,500万円がだされ、冠荘、部屋などリニューアル工事に500万円、そば道場改修工事費1,067万円など、町自身が全面的にかかわっていることはご承知の通りです。池田屋の幹事には清水総務課長がなっています。まちUPいけだの監査役は溝口総括監理官です。今全国でも官制ワーキングプアが大問題になっています。たまたま本日の福井新聞でも地方自治体の非正規職員64万人、まあ、こういう記事が載せられております。ここでは、正規職員と比べて賃金水準が低く、官制ワーキングプアとして問題視されている、報道されています。今全国でも、まあ、こういう問題になっていますけれども、介護現場の低賃金の実態は町長も今年の議会で認めている通り低い事態にあります。そこでのパートさんの現状はさらにひどいものです。ですから、いずれの職場も人材難と申しますか、人手が足りなくて大変です。本議会に報告されました池田屋の平成27年度事業報告の中でも、冠荘の料理人、配膳、フロント、そば打ち職人の不足、こう書かれています。こうした要因には低い賃金水準も影響しているのではないですか。質問です。こうした第3セクター関係の正規職員数、期間限定職員数、パートなどの現在の職員数、それぞれの時給がどうなっているのか、また図書館や、役場自身の正規の時給とそれぞれについてお答えください。

厚生労働省福井労働局も正社員転換待遇改善実現本部を立ち上げて福井県正

社員転換待遇改善実現プラン、20ページにわたる、こういう方針書を示しています。このプランの最後には、人口減少、高齢者が進んでいる福井県において、これからの将来を担う若者をはじめ、女性が活躍し、働く方全てが安心、納得して働き続けられる環境整備することが喫緊の課題と書かれています。まさにその通りです。私ども日本共産党は、先の参議院選挙の公約でも最低賃金を1,500円に、1時間ただちに1,000円にと求めています。福井県の最低賃金も今年の10月1日より従来732円から754円とわずかではありますが上がっています。池田でもこうした第3セクターの時給アップの方向で改善を求める必要があります。見解を求めます。

今年度オープンしたTPAもこの夏、勤務形態、労働条件も大変だったと聞きます。暑い中自己管理が求められ、熱中症に何人もの方がかかったと聞いております。池田屋管轄のかずら橋の料金所も大変熱く、交代要員もいない中で相次いで2人の方が熱中症で倒れました。その後、当事者の「クーラーつけてくれんのならもうやめる」という強い要望の下でようやくクーラーが設置されましたけれども、人命にかかわるだけに最優先して労働条件の改善、労働環境の改善に取り組むべきことがおざなりになっているのではないですか。この勤務は1人体制であり、多い日には700名を上回る人が来て、休憩時間も取れず昼食はお客さんの対応をしながらおにぎりを食べるのがやっとという日もあると言います。ところが、賃金明細では1時間の休憩時間分が差し引かれています。労働基準法では、労働時間が6時間を超え8時間以内の場合は少なくとも45分の休憩時間を与えることが義務となっています。途中でお客さんが来ない場合があるといっても、労働基準法という権利としての労働者が自由に利用できるそうした時間はありません。池田屋全体がこうした実態になっているのではありませんか。これなど直ちに改善を求めるべきです。いかがでしょうか。役場が直接雇用している図書館の代替職員のパートは時給750円。さきのデイサービスなどの送迎車運転は長い間950円、それがようやく975円に、ことし1,000円ということです。送迎バスの仕事は朝と夕方の約4時間、拘束されるのですから、他に仕事をしようにもできない時間の勤務のためけっして高くはありません。この10月から県の最賃も上げられるわけでありますから、これに準じて当然さらに引き上げるべきではないでしょうか。こうした非正規パートの賃金については、とかく他の自治体との比較をいいますが、人口減の厳しい池田町だからこそ、人への投資が取りわけ求められています。希望に燃えて都会から観光協会へ、アドベンチャー等々へ働きを求めてやってきた若者への投資が今ほど大事になっているときはありません。お年寄りの介護に、ボランティア的に頑張っている人たちに大分の賃金を払うことは池田の元気の元にもなります。すべての事業所が労働者は正社員が当たり前、こうい

う立場に立ってこそモチベーションをもって池田の元気を作り出ししてくれるのではないのでしょうか、人への投資、若者への投資についての町長の所感を求めます。

大きな2点目は、志津原リゾートエリア再開発プランの進展具合、サイン戦力構築等委託について並びにそば道場の改修の進展具合についてお尋ねいたします。今年の当初予算で志津原リゾートエリア再開発プラン委託料が302万円計上されています。この再開発プランについて、どのような業者に委託し、今の進捗状況はどうか、プラン策定の最初から業者に丸投げするのではなく、地元住民、関係者の様々な意見を取り入れる機会を設けるべきではありませんか。ツリーピクニック関係の大型看板や幟旗は目立ちますが、全体を表示する看板がほとんどありません。あっても現在の案内板の木の部分、町内あちこちにありますが、この木の部分が、腐食しています。このままでは倒れかねないという状況もあると思います。この看板にはツリーピクニックアドベンチャーの表示もありません。速やかな改善を求めます。関連して、今年度当初予算で、厨房の改修やかずら橋側からの出入り口設置などのそば道場改築・改修工事が1,067万円予算措置されていますが、進捗状況についてお聞きいたします。

大きな3点目に介護保険問題について質問いたします。安倍内閣は参議院選挙の時には安心の社会保障、介護の確実と介護離職0といたしましたけれども、選挙が終わったら、安心どころか、あらゆる世代に負担と給付金を押しつける医療介護の解約案をまとめようとしています。75歳以上の医療費窓口負担を2割にすべて引き上げることや、介護保険の要介護1、2認定者への保険廃止を進めようとしています。既にこの8月から介護保険施設入所や短期入所の個室利用に係る食費、部屋代の負担軽減制度が改悪されました。県内で約4,400人がこの軽減制度を活用しています。今回の負担増は非課税年金である遺族年金と障害年金も収入に含めるよう見直されたためで、これらの年金を含む合計額は80万を超えると負担限度額の段階が上がります。いずれも、要介護5で特別養護老人ホームに入所している私の二人の知人の親の例を紹介します。1人は月に約2万5千円の国民年金のほか遺族年金も受給しており、今回一挙に月2万2千500円、年間にすると27万円の負担増となりました。もう一人は、これまで1カ月あたりの食費は約1万2千円、部屋代は約2万5千円でしたが、遺族年金が収入に加算された結果、食費は約2万円に、部屋代は約4万円に跳ね上がりました。この方は、4月に要介護度が3から5に上がり、利用料が月額2万6千円から3万に引き上げられたばかりです。8月の改悪と含めて合わせて年間32万4千円もの負担増になっています。理事者にお尋ねします。池田町内での8月からのこうした負担例はありますか。介護保険利用

料は昨年8月から一定所得者について2割に引き上げたばかりですが、さらに全体が2割に引き上げられようとしています。要支援認定者への訪問介護、通所介護が介護保険から外されていますが、さらに要介護1、2の人に対する生活援助やベッドなど福祉用具貸与の介護保険対象外で自己負担にされようとしています。厚労省は、制度見直しの理由について、制度の存続を掲げていますが、これでは、国民はサービスを取り上げられ、負担増だけが強いられかねません。日本国憲法第25条2項では、国がすべての生活部分について社会福祉社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定めています。安倍内閣は高齢化などに伴う社会保障費の自然増加分、年間8千億円から1兆円が相場と言われておりますけれども、この自然増を年間5千億円増に抑え込もうというまさに圧縮政策です。こうした一連の解約について先の3月議会で町長は、受益と負担のバランスを保ちながら持続可能な社会保障を制度とする制度改正の一環だと、政府と同じような、優等生的な答弁でありましたけれども、今でも、そう思っているのですか。負担増に苦しむ町民の声をどう受け止めるのですか。お答えください。

最後に子育て支援センターをもっと利用できるように求めます。現在子育て支援センターに行ける方は、なかよしこども園に行っていない小さい子どもさんとその保護者に限られています。夏休み中に、児童館に行っていない小学生低学年のお兄ちゃんやおねえちゃんと一緒に連れて行こうとしてもダメだということです。何人ものお母さんが断られており困っています。都会のように公園で小さい子供を連れて、いわゆるママ友になる機会は池田にはありません。支援センターは小さい子どもさんを一生懸命育てているお母さんの交流の場にもなると聞いています。保育所に行っていない小さい子どもさんやお母さんのつながりの場にもなります。より気軽に自由に支援センターが使えるように改善を求めます。支援センターは月曜日から金曜日までやっており、支援の体制もあります。しかし利用は少なく、あまり来ないと、この関係者も語っています。受け入れ態勢はあります。以前はこうした低学年の子どもさん連れでもよかったです。少なくとも、学校の夏休みや冬休み期間だけでも、こうした子どもさん連れの親子さんの利用ができるように改善を求めて質問を終わります。

○町 長

(議長、町長杉本)

○議 長

町長 杉本君

○監理官

(議長、総括監理官、溝口)

○議長

総括監理官 溝口君

○監理官

ただいまの宇野議員のご質問について、特に3セクの非正規職員の賃金等についてのご質問についてお答えいたします。まず第3セクター等における池田町の賃金水準につきましては、全体的にみまして、まず一般的に、一般の職員につきましては750円以上。高校生を雇っている場合でも740円以上の設定となっていると聞いております。いずれも近隣での相場と同程度という風に考えております。

次に池田屋について、個別の雇用条件のお話がありましたけれども、雇用条件、労働環境につきましては池田屋含め、個々の事業者において実情も踏まえながら、また法に基づき適切に対応していくべきものと考えております。また、役場のパートのお問い合わせ、ご質問もありましたけれども、役場のパートについても第3セクター等の賃金水準と同程度であると考えております。なお、人数のご質問がありましたのでお答えをいたします。農業公社、池田屋、そして幸寿苑、社協という第3セクターをまとめた数字でお答えいたしますけれども、人数でパートさん、いわゆる正職員でない人は121人、そして正社員、正職員という形で雇用しているのが51名と聞いております。今のパートの職員の皆さんに対しては、先に申しあげた賃金水準となっております。なお、社協と福祉の関係のパートさんにつきましては、賃金につきましては800円と、少し上乘せの基準で払っている例もあると聞いております。

最後に若い人への投資というご質問があったかと思えます。私どもといたしましても若い人、池田町に住まう若い人に対する投資としての正社員化を図るべきという点につきましては意欲、意志がある若い世代に対して各事業者とも正社員化に取り組んでいきたいという風に聞いているところでございます。以上第3セクター等に置ける非正規職員の賃金についてのお答えとさせていただきます。

次に、志津原リゾート再開発プラン、サイン戦略についてのご質問についてお答えいたします。まず、志津原リゾート再開発プランにつきましては、こちらにつきましては、冠山峠トンネルの開通が平成34年度に迫り、またツリーピクニックアドベンチャーいけだ開業により池田町の観光入込というのが

増えている状況の中で今後の主な観光施設が集中している、その志津原エリアというものについてのあり方を検討することを目的としております。現時点では外注等せずに役場の内部で論点整理を行っている段階であります。プロジェクトチームを設置をして、そして、当該地域志津原エリアで宿泊事業等を行っている事業者を中心にヒアリングを行うこととしております。これらにつきましては、このプロジェクトチームの検討を元に今年度末を目途に方向性を見出ししていきたいと考えております。

つづきまして、サインの看板につきましては、ご指摘がありましたように、過去の修繕が終わっておらず新しい施設のデータ更新がされていないところもございます。これにつきましては、まず現在の看板の単なる修繕にとどまらず、景観的な視点、また、池田町に来られる観光案内誘導の効果ということも含めまして産業振興課も入れまして総合的な観点で只今検討を行っております。その結果、主な交差点を中心に、12か所程度に分かりやすい看板を設置をするということで今後進めていきたいと考えております。現在、デザインについての検討しております、終わり次第順次工事に入りたいと考えております。それに伴いまして、以前よりある木の看板、また危険のご指摘のあった看板につきましては道路案内の効果の中で修繕をして使うもの又、撤去して廃止活用するものというのに分けて早急に取り組んでいきたいというように考えております。

以上で宇野議員のご質問に対する答えとさせていただきます。

○江端課長

(議長、保健福祉課長、江端)

○議長

保健福祉課長 江端君

○江端課長

(一般質問答弁)

ただいまの宇野議員の介護保険制度改正に関するご質問にお答えをいたします。今回の介護保険制度の改正では、利用料金の算定に用います所得と年金の合計に、遺族年金と障害年金の収入も加えることになったため、所得階層の適用区分が変わり、負担額が増える方が生まれることとなっております。池田町では現在幸寿苑などの施設に入所されている方は42名でございまして、ショートステイ短期入所の方は20名おられます。施設に入所されている方は合わせて62名ということでございます。また、現在負担軽減制度によります、食

費、部屋代の減免を受けられる方は、町民税が非課税の方、町民税を払っておられない方が対象になっておられまして、62名のうちの30名がおられます。この30名の方が今回の改正により影響を受けるものでございますけれども、そのうちの4名の方、30名中4名の方が今回の改正で負担の増額となっております。第2段階から第3段階に所得階層が移った方でございますが、池田町では町民全体の負担を考慮いたしまして、介護保険料、国民健康保険税など、県内一低く抑えて運営しております、池田町では、制度の趣旨も踏まえ、今後とも必要な方に適正なサービスが提供できるよう介護保険制度を運営してまいりたいと考えております。以上で保健福祉課からの宇野議員のお答えとさせていただきます。

○山口課長

(議長、教育委員会課長、山口)

○議長

教育委員会課長 山口君)

○山口課長

(一般質問答弁)

宇野議員のご質問にお答えさせていただきます。子育て支援センターの利用条件の緩和についてのご質問でございますが、子育て支援センターにつきましては、未就園児である乳幼児とその保護者らに対しての子育て支援や、保護者間の交流促進など、子育てしやすい環境を提供することを目的としております。議員のご指摘の件についてでございますが、小学生の受け入れにつきましては、認めた時期もございましたが、まだ身動きが十分でない乳幼児と、元気盛りの小学生が同一の部屋にすることで、怪我や事故等の懸念並びに心配が寄せられ、以降につきましてはお断りしているところでございます。

以上で宇野議員へのお答えとさせていただきます。

○議長

ただいまの、理事者の答弁に対して 宇野 邦弘君、よろしいですか。

○宇野議員

はい

○議長

宇野 邦弘君

○宇野議員

再質問いたします。介護保険問題で、町長の答弁も求めていたところであり
ますので、ぜひ町長の答弁もお願いいたします。

それから、志津原リゾート再開発問題では、地元住民の意見を聴く機会とい
うのは具体的に持っているのか、または持とうとしているのか、お答えいただ
きたいというように思います。

それから、江端課長の、介護保険の、4名の方が8月からの負担増の対象と
いうことですが、それぞれどれくらい負担増になっているのかという点もわか
ったら教えていただきたい。こうした負担増の問題も町長の見解も再度求めて
おきたいと思います。

○町長

(議長 町長 杉本)

○議 長

町長 杉本君

○町長

私の方から介護保険の負担増という改正等に伴っての所見をということでご
ざいますけれども、前にもお答えいたしましたように、やはり、その、サービ
スを公平性、あるいは持続性、それと、負担の公平性、そして事業の持続性こ
ういったものを考えて、どのように介護保険制度を持続的なものに仕上げてい
くのかというところが、今回の改正でも、政府におかれては大変苦勞されてい
るんだろうなという風に思う次第でございまして、この制度の運営を任される
自治体といたしましては、そういった情報に基づきながら、あるいは介護保険
制度の意味というものをきちんとわきまえながら、我々としては先端で介護保
険事業の運用を図るしかないのではないかと、この様に思っている次第でござ
います。

それから次に、志津原のリゾートの再開発というのでしょうか、再構築、こ
れにつきまして、地元の皆さんの意見は、とこういうことでございますけれど
も、どこでどの様に関係していただくかという事はまだこの時点で申し上げら
れませんけれども、プランができる、あるいはプランを検討していく、そうい
った中で当然地元のみなさまには関連するところもございまして、あるいはこ
れまで、多くの観光客といわれる方を迎え入れてきた志津原地域あるいは土合

地域の方々の経験値もあろうかと思imasので、そういった審議委員とかなんとかというような形でご就任いただくという事は今のところは、そういう考え方はございませんけれども、意見を求めていく、参考意見をお聞きするというような対応は、当然なされていくものと思っております。以上です。

○江端課長

(議長 保健福祉課長 江端)

○議長

保健福祉課長 江端君

○江端課長

議員のご質問でございますが、今回の改正におきまして、4名の方が第2段階から第3段階の回数に移りまして、食費につきましては、第2段階では390円と設定されておりますが、650円に上がっております。部屋代につきましても400円のアップがされております。本来、職員については、非課税の方でない方には全額頂いております、1日基準額は1,380円という金額に設定しております、その、金額の、今回690円に上がった方につきましても、十分な介護保険からの助成が出ていると思imasので、よろしく願ひいたします。以上でございます。

○議長

宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野議員

はい。宇野邦弘

まだ答弁になかった点で、県の最賃が754円になりました。先ほどの答弁では一般職750円、高校生740円、これは当然10月1日から、県の最賃が上がるわけですから、上げるべきだと。今、1,000円もらっているところでも、さらにこの件の最賃との関係で引き上げるべきだと思うのですが、町長からの再度の答弁を願ひます。

○町長

(議長 町長 杉本)

○議長

町長 杉本君

○町 長

先ほど監理官の方からもご答弁させていただきましたけれども、やはりその事業者、事業所、あるいはその職務、あるいは働く側、働いている方の多様な考え方、様々な面がこの池田町の中で働いている方々の、特に若い世代の方にはあるようでございますので、今ほどの宇野議員のご指導、ご指摘等も踏まえながら、今後そういった事業所の方とも意見交換をしながら、こういった対応、あるいは向上的なものに対応できるなら、していただけるような、そういった対応を図っていければなど、そのように思っている次第であります。

○議 長

次の一般質問に移ります。飯田 拓見君

○飯田議員

(議長 飯田)

○議 長

飯田 拓見君

○飯田議員

(一般質問)

通告に基づき質問させていただきます。初めに、足羽川ダム建設事業における、公共補償及び地元振興策関連事業への対応についてお聞きします。足羽川ダム建設事業は、足羽川下流域の甚大な被害を防止する観点から、ダム建設の必要性が必要不可欠であるとのことで、この事業が進められてきたものであります。流域住民の生命財産を守るためとはいえ、池田町としては、町内関係住民の多数が犠牲となる、本事業に対して、苦渋の決断の結果、国、県、町による、基本調停締結に至ったわけであります。今後とも、国、県をはじめ、関係者には、移転対象者の皆様に対して、誠意をもって、真摯な態度で、納得のいく対応をお願いするところであります。

さて本年度のダム事業関連予算は、本年、50億6千万余りが計上されていきます。ダムの早期完成に向けた、ダム本体導水施設、代替え道路の工事も着々と進められております。今後は、水源地域の整備及び地元池田町への振興策だと思えます。基本調停に基づく水源地域対策の遅滞することなく、早急に、また、円滑推進に努められるよう、強く要望して行くところでもございます。今

ほど、町長の町政報告の中でもありましたように、これまで、水没家屋移転者への生活再建補償契約も約9割の方々が完了したという事であります。今後は、町有財産に対する、公共補償と地元振興策が最重要であります。町有財産に対する公共補償については、昨年度末に、提示があったという事ですが、最終的に、どのような形で締結されたのか、その詳細をお聞きします。すでに、池田町の、地域振興策として、数ある要望より、国道417号線、板垣坂の道路改良事業、トンネル工事が計画され、県も、平成36年度の供用開始を目指して、工程に着手していますが、その他、白粟バイパス工事が計画されています。池田町にとっては、これらの事業の早期完成は、いずれも、この池田町の存続を左右する大きな事業でもあると思います。また、昨年度の国勢調査では、池田町の人口も2,600人台まで減少してしまいました。人口の減少化も依然止まっていません。さらには、町関連で、北陸新幹線の敦賀延線と南越駅の建設が平成34年開業で決定されています。合わせて、現在は冠山トンネルの工事も池田と岐阜の両方から、着手をしています。これらの工事とともに、一日も早く、この板垣坂トンネルの開通を同時期共用できるよう強く望むところであります。町長には、これらの関連事業を踏まえて、足羽川ダム事業に関する地元振興策について国や県に対しての要請活動を一段と強めていただくようお願いするとともに、これからの対応についてお聞きをいたします。

次に、地方創生総合戦略素案であります。人口ビジョン素案でもあります。池田町、それが、3月に池田町から出されています。これらの地方創生プランを具体的に今後どのような形で進められようとしているのかお聞きしたいと思えます。池田町は、平成の大合併をしない選択の下、単独町として今日まで頑張ってきました。これまでの、自然豊かな環境の中で、農の営みや自然の営みを大切にしてきました。これからもこの美しい郷土、池田を守り育てていかなければならないという思いは、池田町民の共有するところだと思えます。今後この地方創生プランをどのように進められるのかお聞きしたいと思えます。

次に、町長には、5期目の任期最終年度に当たり、これまでの、4年間で、それぞれ課題、そして成果と、色々な点が出てきたと思えます。町長はこれらについてどのように総括されているのかお聞きしたいと思えます。関連して、来年の2月には町長の任期も満了になります。1月には予定されている町長選挙もごさいます。これについてお聞きします。重要課題山積の池田町の舵取りの受け手、再度町政推進への意思がおりかどうか町長の所見をお伺いしたいと思えます。以上、一般質問を終わります。

○町 長

(議長、町長 杉本)

○議 長

町長 杉本君

○町 長

(一般質問答弁)

ただいまの飯田拓見議員のご質問にお答えいたします。一点目の足羽川ダム建設事業に係る公共補償の状況についてお答えいたします。町といたしましては、3月18日の第17回ダム対策会議において補償されるべき池田町有の施設、及びその概算額をご報告いたしました。現在はその確定に向けて国、県との詰め調整協議に当たっているところでございます。最終の補償契約等の締結につきましては、町有財産の処分という事になるますので、当然議会のご承認を求めてまいる所存でございます。また、ダム事業に係る池田町振興策などの事業促進に向けましては、この夏から晩秋にかけて、知事、県土木、国交省の福井事務所、大阪近畿整備局、東京本省、並びに国会議員等への要望活動を実施することといたしております。

次に2点目の池田町地方創生総合戦略プラン実施体制についてお答えいたします。町におきましては、役場内部に、私を本部長に、教育長、総括監理官を副本部長に、そして各課長、参事、及び室長等を陣容とした、池田町地方創生戦略実行本部を8月1日に設置いたしました。計画の確実な実行と成果の獲得を期したところでございます。私といたしましては、5年間という計画期間ではありますが、この5年の取組が、池田町の近未来を占う正念場と位置づけ、積極果敢、そして慎重丁寧に各種のソフト・ハードの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目の私の今任期満了に伴う今期の総括、及び改選に向けた所信についてのお尋ねにお答えいたします。まず、今期の町政総括について申し上げます。この4年私としても、また、町政としても最重要課題はやはり足羽川ダム建設事業に対する関係住民の生活再建、並びに関係地域の地域整備、そして池田町の振興策の確保であったと考えております。また、任期終盤に課された地方創生池田町総合戦略プランの作成と実行への対応につきましては、わが身に取りましても、町政に取りましても厳しい正念場と危機感が突き付けられたと感じております。おかげさまでこれら重要課題につきましては国、県をはじめとした関係者各位、地元住民の皆様、そして、町職員のご協力、ご支援と尽力によりまして、順調に、また力強い方向付けができたものと考えております。来年1月に予定される改選選挙につきましては、町民皆様の引き続きのご支援がいただけるのならば初心を思い起こし、また、町政正念場に対する責任を自覚して、再度町民の審判を仰いでまいりたいと考えております。以上飯田拓見

議員へのお答えといたします。

○議 長

ただいまの、理事者の答弁に対して 飯田拓見君、よろしいですか。

○飯田議員

(はい 議長)

○議 長

飯田 拓見君

○飯田議員

足羽川ダムにつきましては、当然この債権者の生活再建、移住者の生活再建が第一だと思います。これが、まあ、ほぼ完了してきているとはいえ、まだまだこれからの大事業というものがございます。池田町としては、町長、今、町民の指示があれば、というお答えがありましたけれども、課題山積の池田町でございます。この次期、池田町の舵取りとして再度がんばっていただきたいというのが我々の気持ちでございます。今後ともどうぞその夢を持って取りこんでいただければと思います。答弁は結構です。

○議 長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただいまの一般質問に対する理事者の答弁、並びに先ほどの施政方針に対する関連質問がありましたらお受けします。質問ありませんか。

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど町長より施政方針に加えて、議案の提案理由の説明がありました、これより各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもちまして、質疑を終わります。おはかり致します。

議案第 56 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ただいまから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

これにより、議案第 56 号について裁決をいたします。おはかりいたします。議案第 56 号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第 56 号については、原案のとおり承認することに決しました。

ただいま議題となっております、議案第 57 号から議案第 63 号までを、会

議規則第 38 条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定致しました。

ただいま、常任委員会に付託しました案件については各委員会ごとに審議賜りたいと思います。

日程第 13

請願文書表を議題といたします。本定例会までに受理した請願は、お手元に配布しております請願文書表のとおりでございます。

おはかりいたします。

請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって請願第 1 号につきましては、文教経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

○事務局長

ご起立ください。礼

閉会時間 午後 3 時 12 分

議 長

署名議員

署名議員